

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成27年7月22日（平成27年（行情）諮問第456号）

答申日：平成28年6月30日（平成28年度（行情）答申第164号）

事件名：「自動車損害賠償訴訟事務提要（改訂版）」の一部開示決定に関する
件

答 申 書

第1 審査会の結論

自動車損害賠償訴訟事務提要（改訂版）（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年4月15日付法務省訟民第362号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

本件部分開示決定は法5条5号及び6号を理由とするものである。

しかし、具体的にいかなる理由により不開示情報に該当するかが分からないから、これを明らかにしてもらうために異議申立てをする。

（2）意見書

ア 法5条5号に該当しないこと

（ア）一般論としての、訴訟対応方針に関する情報等が開示されたとしても、率直な意見の交換等が損なわれるとはいえない。

（イ）本件文書が開示された場合、国等の訴訟対応方針等が正確に理解されることになるのであるから、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれはないといえる。

（ウ）改訂の際の自由かつ率直な協議検討が不当に損なわれるおそれがある部分については法5条5号の不開示情報に該当するのであるから、本件文書の開示によってそのような弊害が生じるとはいえない。

イ 法5条6号ロ及び柱書きに該当しないこと

(ア) 国等の訴訟対応方針等のいずれかが開示されただけで、国等の当事者としての地位が害されるとはいえない。

(イ) 本件文書が開示された場合、国等の訴訟対応方針等が正確に理解されることになるのであるから、個々の訴訟に対する国等の適切な対応を困難にさせるおそれはない。

(ウ) 国等の訴訟対応方針等のうち、真に不開示情報に該当するものについては不開示とされるのであるから、本件文書の開示によって、訟務事務従事職員が訴訟を担当する際の執務資料として不十分なものにせざる得なくなるおそれはない。

(エ) 平成18年度(行情)答申第480号は、特定訴訟に係るメモ等の不開示決定に関する件であって、本件とは事案を全く異にするといえる。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 理由説明書

(1) 意見の趣旨

異議申立てに係る本件部分開示決定は正当である。

(2) 意見の理由

ア 異議申立てに係る経緯及びその趣旨について

(ア) 本件開示請求の内容について

本件開示請求は、異議申立人である開示請求者から、「自動車損害賠償訴訟事務提要(最新版)」と特定された行政文書の開示請求であるところ、現在法務省において「組織的に用いるものとして、・・保有している」自動車損害賠償訴訟事務提要の最新版は改訂版であることから、「自動車損害賠償訴訟事務提要(改訂版)」(以下、第3においては「対象文書」という。)と特定したものである。

(イ) 本件部分開示決定の経緯について

本件開示請求に対し、法11条を適用して、平成26年6月17日までに可能な部分について開示決定等をし、残りの部分については、平成27年4月17日までに開示決定等を行うこととし、本件対象文書については同月15日付けで本件部分開示決定をしたものである。

(ウ) 異議申立ての趣旨について

異議申立人は、異議申立ての理由として本件部分開示決定の不開示の理由が具体的でない旨主張している。

しかしながら、以下に述べるとおり、不開示の理由の記載として具体性に欠けるところはなく、また、本件部分開示決定において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）が法5条5号、6号口及び6号柱書きに該当することは明らかであるから、本件部分開示決定は正当である。

イ 不開示の理由の記載に不備はないこと

本件部分開示決定の不開示の理由欄には、不開示事由の何に該当するかをその根拠条項とともに記載している。

部分開示決定は開示請求に対する一部拒否処分に当たるところ、拒否処分には理由の提示を要する（行政手続法8条1項本文）。これは、不開示理由の有無について行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意的な判断を抑制するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせることによってその不服申立てに便宜を与える趣旨とされる（最高裁判所昭和60年1月22日第三小法廷判決・民集39巻1号1ページ、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決・判例時報1453号116ページ参照）。他方、開示請求に対する拒否処分では、不開示情報の内容を明らかにできないことから、その理由の提示は、どのような根拠により不開示事由のどれに該当するかを記載すれば足りるとされる（前掲最高裁平成4年12月10日第一小法廷判決、平成21年度（独情）答申第37号参照）。

本件部分開示決定の不開示の理由には、どのような根拠により不開示事由のどれに該当するかを記載しており、開示請求に対する拒否処分の理由の記載として具体性に欠けるところはない。

ウ 本件不開示部分が法5条5号、6号口及び6号柱書きに該当すること

（ア）対象文書について

対象文書は、訟務資料として保有している文書である。訟務資料は、国の利害に関係のある争訟について、国の立場から裁判所に対して申立てや主張立証などの活動を統一的、一元的に行うため、法務省訟務局、法務局及び地方法務局において訟務事務に従事する職員が自動車損害賠償訴訟を担当する際の執務資料として、法務省大臣官房財産訟務管理官において作成した訟務部局の内部資料である。そのため、訟務資料の使用は上記の訟務事務従事職員にのみ許され、法務局等の訟務事務従事職員以外の職員や行政庁の職員に配布されたことはなく、現在まで図書館等で一般の閲覧に供されるなどして公にされたこともない。また、訟務事務従事職員が異動等で訟務事務に従事しないこととなった場合、訟務資料の異動先への持ち出しが許されていないなど、厳格な管理がされている文書である。

(イ) 本件不開示部分が法5条5号、6号口及び6号柱書きに該当すること

A 本件不開示部分について

本件不開示部分には、国等を当事者とする自動車損害賠償訴訟について、個別の問題点に関する訟務部局の見解及び当該見解を採用する理由や訴訟対応及び主張立証の際留意すべき点及び着眼すべき点等の自動車損害賠償訴訟に対する国等の対応方針等を決定していくための情報が記載されている。

また、本件不開示部分には、自動車損害賠償訴訟に関連して、国の債権管理事務に関する情報も含まれており、具体的には、債権管理に係る個別の問題点に関する行政庁等の見解及び当該見解を採用する理由や、債権管理事務を処理するに当たって留意すべき点及び着眼すべき点等、債権管理事務に関する国の対応方針を決定していくための情報が記載されている。

これらの情報は、国が自動車損害賠償訴訟の追行や債権管理事務の遂行をするに当たってのいわゆる手の内情報であって、一般に公にされることが予定されていないものである。

B 法5条5号に該当することについて

(a) 本件不開示部分には、上記のとおり、個々の自動車損害賠償訴訟に対する国等の対応方針等を決定していくために用いられる情報が記載されている。上記対応方針等は、本来、訟務部局内部あるいは行政庁と訟務部局との協議検討の結果を踏まえて決定されるものであるところ、本件不開示部分を公にすることとなれば、訟務部局内部あるいは行政庁と訟務部局との協議検討の際に本件不開示部分がどのように斟酌されて対応方針等が決定されたかが取り沙汰され、その結果、国等の訴訟対応方針等について一方的な評価や誤った推認、誤解を招きかねず、それによって、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。また、上記協議検討においては、個々の自動車損害賠償訴訟の個別具体的な諸事情を前提に自由に討議することが必要であるが、上記評価や推認、誤解をおもんばかって、訟務部局内部あるいは訟務部局及び行政庁との自由かつ率直な協議の妨げとなり、今後の訴訟追行に重大な支障を及ぼすおそれがある。さらに、今後、対象文書を改訂する際には、それまでの判例及び裁判例の動向並びにそれまでに生じた法的問題点等についての検討結果等を踏まえて、本件不開示部分を協議検討すべきであるところ、本件不開示部分を公にすることとなれば、改訂の際の自由かつ率直な協議検討が不当に損なわれるおそれがある。

(b) 以上によれば、本件不開示部分は、法5条5号に該当する。

C 法5条6号口に該当することについて

(a) 訴訟は対立当事者それぞれの判断による主張立証を予定しており、対応方針等の決定のために用いられる手の内情報を公にすることは予定されていないところ、上記のとおり本件不開示部分は国等の訴訟対応方針等に係る手の内情報であり、これを公にした結果、これが訴訟の相手方に伝わることとなれば、現に係属中の自動車損害賠償訴訟において国等の当事者としての地位が害されることは明らかであるし、今後国等を被告として提起される各種自動車損害賠償訴訟において国側の手の内情報が訴訟手続を経ずに事前に訴訟の相手方に伝わっていることとなり、今後の訴訟においても国等の当事者としての地位が害されることにもなる（平成18年度（行情）答申第480号参照）。

また、仮に本件不開示部分が公にされることとなれば、そこに記載された文言のみによって、あたかもそれが国等の訴訟対応方針等であるかのように理解されたり、あるいは、これによって国等の訴訟対応方針等が誤って推認されるなどして、国等の訴訟対応方針等についての一方的な評価を招き、個々の具体的紛争等に対する国等の適切な対応を困難にさせるおそれもある。

さらに、国等の訴訟対応方針等が公にされることとなれば、今後、対象文書を改訂する場合には、改訂後の対象文書に、個々の自動車損害賠償訴訟に対する国等の対応方針等を決定していくために用いられる情報を登載しないなど、訟務事務従事職員が自動車損害賠償訴訟を担当する際の執務資料としては不十分なものにせざるを得ないおそれがあり、その結果、個々の自動車損害賠償訴訟について国等の適切な対応を困難にさせるおそれもある。

(b) 以上によれば、本件不開示部分は、法5条6号口にも該当する。

D 法5条6号柱書きに該当することについて

(a) 国の債権管理事務においても、その事務の性質上、対応方針等の決定のために用いられる手の内情報を公にすることは予定されていないところ、前述のとおり本件不開示部分には、債権管理事務に関する国の対応方針等を決定していくために用いられる手の内情報も含まれている。

これらの情報が公になれば、そこに記載された文言のみによ

って、あたかもそれが国等の対応方針等であるかのように理解されたり、あるいは、これによって国等の対応方針等が誤って推認されるなどして、国等の債権管理事務の対応方針等についての一方的な評価を招き、個々の債権管理事案の処理における国の適切な対応を困難にさせるおそれがある。

また、これら情報が公になるとなれば、適正な債権管理事務の前提となる行政庁内部の協議・検討や情報の共有が適時適切に行われなくなるなどして、国の債権管理事務の適正な遂行に支障が生じるおそれもある。

(b) よって、本件不開示部分は、法5条6号柱書きにも該当する。

(3) 結語

以上のとおりであるから、不開示の理由の記載に不備はなく、また、本件不開示部分は法5条5号、6号口及び6号柱書きに該当するので、本件部分開示決定は正当である。

2 補充理由説明書

平成27年(行情)諮問第456号について、以下のとおり理由を補充する。

なお、略称は、本書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

(1) 類似書籍等について

類似手引、類似書籍等は、存在しない。

(2) 各不開示部分の不開示情報該当性について

諮問庁は、理由説明書の(2)ウにおいて、本件不開示部分が法5条5号、6号口及び6号柱書きに該当する旨述べたところであるが、以下、不開示とした記載の各部分について、その理由を述べる。

ア 対象文書1ページないし104ページまでの各不開示部分

この部分には、自動車損害賠償事件に関する訴訟の遂行や即決和解を行う上で、履行遅滞に陥る時期や延滞金の計算等の様々な場面での国の処理方針や留意点等が記載されており、これは、国等の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報である。また、それらの記載は、国の債権管理事務に関する処理方針や留意点等でもある。これが公にされることとなれば、国等の手の内情報が訴訟手続を経ずに訴訟の相手方に伝わり、国等の当事者としての地位が害されることとなるし、国等の対応方針等に対する誤った推認や誤解を招き、個々の事案における国等の適切な対応を困難にさせるおそれがあること、及び、国の対応方針等に対する誤った推認や誤解を招き、個々の債権管理事案における国の適切な対応を困難にさせるおそれがあり、また、行政庁内部の協議・検討や情報の共有が適時適切に行われなくなり、国の債権管理事務の適正な遂行に支障が生

じるおそれがあることから、法5条6号ロ及び法5条6号柱書きに該当する。

イ 対象文書142ページの各不開示部分

この部分には、自動車損害賠償事件に関し、遅延損害金の発生の有無や時期、充当の方法等の様々な場面での国の処理方針等の具体的な協議・検討事項等が記載されている。それらの記載は、国の債権管理事務に関する処理方針や留意点等でもある。また、それらの記載は、自動車損害賠償事件に関する訴訟の遂行における、国の処理方針や留意点等でもあり、これは、国等の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報である。これが公にされることとなれば、一方的な評価や誤った推認、誤解を招き不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれや訟務部局内部や訟務部局と関係行政庁の間の自由かつ率直な協議の妨げとなること、国の対応方針等に対する誤った推認や誤解を招き、個々の債権管理事案における国の適切な対応を困難にさせるおそれがあり、また、行政庁内部の協議・検討や情報の共有が適時適切に行われなくなり、国の債権管理事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあること、及び、国等の手の内情報が訴訟手続を経ずに訴訟の相手方に伝わり、国等の当事者としての地位が害されることとなるし、国等の対応方針等に対する誤った推認や誤解を招き、個々の事案における国等の適切な対応を困難にさせるおそれがあることから、法5条5号、法5条6号柱書き及び法5条6号ロに該当する。

ウ 対象文書144ないし165ページの各不開示部分

この部分には、自動車損害賠償法（以下「自賠法」という。）3条に基づく運行供用者や他人の責任について、様々な場面における国の処理方針等の具体的な協議・検討事項等が記載されている。それらの記載は、国の債権管理事務に関する処理方針や留意点等でもある。また、それらの記載は、自動車損害賠償事件に関する訴訟の遂行における、国の処理方針や留意点等でもあり、これは、国等の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報である。これが公にされることとなれば、一方的な評価や誤った推認、誤解を招き不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれや訟務部局内部や訟務部局と関係行政庁の間の自由かつ率直な協議の妨げとなること、国の対応方針等に対する誤った推認や誤解を招き、個々の債権管理事案における国の適切な対応を困難にさせるおそれがあり、また、行政庁内部の協議・検討や情報の共有が適時適切に行われなくなり、国の債権管理事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあること、及び、国等の手の内情報が訴訟手続を経ずに訴訟の相手方に伝わり、

国等の当事者としての地位が害されることとなるし、国等の対応方針等に対する誤った推認や誤解を招き、個々の事案における国等の適切な対応を困難にさせるおそれがあることから、法5条5号、法5条6号柱書き及び法5条6号口に該当する。

エ 対象文書166ないし170ページの各不開示部分

この部分には、自動車損害賠償事件に関する使用者の責任関係について、様々な場面における国の処理方針等の具体的な協議・検討事項等が記載されている。それらの記載は、国の債権管理事務に関する処理方針や留意点等でもある。また、それらの記載は、自動車損害賠償事件に関する訴訟の遂行における、国の処理方針や留意点等でもあり、これは、国等の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報である。これが公にされることとなれば、一方的な評価や誤った推認、誤解を招き不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれや訟務部局内部や訟務部局と関係行政庁の間の自由かつ率直な協議の妨げとなること、国の対応方針等に対する誤った推認や誤解を招き、個々の債権管理事案における国の適切な対応を困難にさせるおそれがあり、また、行政庁内部の協議・検討や情報の共有が適時適切に行われなくなり、国の債権管理事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあること、及び、国等の手の内情報が訴訟手続を経ずに訴訟の相手方に伝わり、国等の当事者としての地位が害されることとなるし、国等の対応方針等に対する誤った推認や誤解を招き、個々の事案における国等の適切な対応を困難にさせるおそれがあることから、法5条5号、法5条6号柱書き及び法5条6号口に該当する。

オ 対象文書171ないし174ページの各不開示部分

この部分には、自動車損害賠償事件における損害賠償額に関し、過失相殺の可否等について、様々な場面における国の処理方針等の具体的な協議・検討事項等が記載されている。それらの記載は、国の債権管理事務に関する処理方針や留意点等でもある。また、それらの記載は、自動車損害賠償事件に関する訴訟の遂行における、国の処理方針や留意点等でもあり、これは、国等の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報である。これが公にされることとなれば、一方的な評価や誤った推認、誤解を招き不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれや訟務部局内部や訟務部局と関係行政庁の間の自由かつ率直な協議の妨げとなること、国の対応方針等に対する誤った推認や誤解を招き、個々の債権管理事案における国の適切な対応を困難にさせるおそれがあり、また、行政庁内部の協議・検討や情報の共有が適時適切に行われなくなり、国の債権管理事務の

適正な遂行に支障が生じるおそれがあること、及び、国等の手の内情報が訴訟手続を経ずに訴訟の相手方に伝わり、国等の当事者としての地位が害されることとなるし、国等の対応方針等に対する誤った推認や誤解を招き、個々の事案における国等の適切な対応を困難にさせるおそれがあることから、法5条5号、法5条6号柱書き及び法5条6号口に該当する。

カ 対象文書175ないし203ページの各不開示部分

この部分には、自動車損害賠償事件において自賠法76条により国が代位取得する損害賠償債権に関する遅延損害金、示談、即決和解及び消滅時効の内容や法的性質等について、様々な場面における国の処理方針等の具体的な協議・検討事項等が記載されている。それらの記載は、国の債権管理事務に関する処理方針や留意点等でもある。また、それらの記載は、自動車損害賠償事件に関する訴訟の遂行における、国の処理方針や留意点等でもあり、これは、国等の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報である。これが公にされることとなれば、一方的な評価や誤った推認、誤解を招き不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれや訟務部局内部や訟務部局と関係行政庁の間の自由かつ率直な協議の妨げとなること、国の対応方針等に対する誤った推認や誤解を招き、個々の債権管理事案における国の適切な対応を困難にさせるおそれがあり、また、行政庁内部の協議・検討や情報の共有が適時適切に行われなくなり、国の債権管理事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあること、及び、国等の手の内情報が訴訟手続を経ずに訴訟の相手方に伝わり、国等の当事者としての地位が害されることとなるし、国等の対応方針等に対する誤った推認や誤解を招き、個々の事案における国等の適切な対応を困難にさせるおそれがあることから、法5条5号、法5条6号柱書き及び法5条6号口に該当する。

キ 対象文書204ページないし213ページの各不開示部分

この部分には、自動車損害賠償事件において求償権に基づき国が代位請求する際の対応等について、様々な場面における国の処理方針等の具体的な協議・検討事項等が記載されている。それらの記載は、国の債権管理事務に関する処理方針や留意点等でもある。また、それらの記載は、自動車損害賠償事件に関する訴訟の遂行における、国の処理方針や留意点等でもあり、これは、国等の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報である。これが公にされることとなれば、一方的な評価や誤った推認、誤解を招き不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれや訟務部局内部や訟務部局と関係行政庁の間の自由かつ率直な協議の妨げとなること、国の対応方針等に

対する誤った推認や誤解を招き、個々の債権管理事案における国の適切な対応を困難にさせるおそれがあり、また、行政庁内部の協議・検討や情報の共有が適時適切に行われなくなり、国の債権管理事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあること、及び、国等の手の内情報が訴訟手続を経ずに訴訟の相手方に伝わり、国等の当事者としての地位が害されることとなるし、国等の対応方針等に対する誤った推認や誤解を招き、個々の事案における国等の適切な対応を困難にさせるおそれがあることから、法5条5号、法5条6号柱書き及び法5条6号口に該当する。

ク 対象文書214ページないし221ページの各不開示部分

この部分には、自動車損害賠償事件における様々な補償と自賠法に基づく保険金の調整関係について、様々な場面における国の処理方針等の具体的な協議・検討事項等が記載されている。それらの記載は、国の債権管理事務に関する処理方針や留意点等でもある。また、それらの記載は、自動車損害賠償事件に関する訴訟の遂行における、国の処理方針や留意点等でもあり、これは、国等の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報である。これが公にされることとなれば、一方的な評価や誤った推認、誤解を招き不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれや訟務部局内部や訟務部局と関係行政庁の間の自由かつ率直な協議の妨げとなること、国の対応方針等に対する誤った推認や誤解を招き、個々の債権管理事案における国の適切な対応を困難にさせるおそれがあり、また、行政庁内部の協議・検討や情報の共有が適時適切に行われなくなり、国の債権管理事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあること、及び、国等の手の内情報が訴訟手続を経ずに訴訟の相手方に伝わり、国等の当事者としての地位が害されることとなるし、国等の対応方針等に対する誤った推認や誤解を招き、個々の事案における国等の適切な対応を困難にさせるおそれがあることから、法5条5号、法5条6号柱書き及び法5条6号口に該当する。

ケ 対象文書225ページないし226ページの各不開示部分

この部分には、自動車損害賠償事件における調査や徴収等の運用の実務について、様々な場面における国の処理方針等の具体的な協議・検討事項等が記載されている。それらの記載は、国の債権管理事務に関する処理方針や留意点等でもある。また、それらの記載は、自動車損害賠償事件に関する訴訟の遂行における、国の処理方針や留意点等でもあり、これは、国等の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報である。これが公にされることとなれば、国等の手の内情報が訴訟手続を経ずに訴訟の相手方に伝わり、国等の

当事者としての地位が害されることとなるし、国等の対応方針等に対する誤った推認や誤解を招き、個々の事案における国等の適切な対応を困難にさせるおそれがあること、及び、一方的な評価や誤った推認、誤解を招き不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれや訟務部局と関係行政庁の自由かつ率直な協議の妨げとなることから、法5条6号口及び法5条5号に該当する。

コ 対象文書227ページの各不開示部分

この部分には、自動車損害賠償事件における運行供用者の責任について、様々な場面における国の処理方針等の具体的な協議・検討事項等が記載されている。それらの記載は、国の債権管理事務に関する処理方針や留意点等でもある。また、それらの記載は、自動車損害賠償事件に関する訴訟の遂行における、国の処理方針や留意点等でもあり、これは、国等の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報である。これが公にされることとなれば、一方的な評価や誤った推認、誤解を招き不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれや訟務部局内部や訟務部局と関係行政庁の間の自由かつ率直な協議の妨げとなること、国の対応方針等に対する誤った推認や誤解を招き、個々の債権管理事案における国の適切な対応を困難にさせるおそれがあり、また、行政庁内部の協議・検討や情報の共有が適時適切に行われなくなり、国の債権管理事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあること、及び、国等の手の内情報が訴訟手続を経ずに訴訟の相手方に伝わり、国等の当事者としての地位が害されることとなるし、国等の対応方針等に対する誤った推認や誤解を招き、個々の事案における国等の適切な対応を困難にさせるおそれがあることから、法5条5号、法5条6号柱書き及び法5条6号口に該当する。

サ 対象文書228ページないし250ページの各不開示部分

この部分には、自動車損害賠償事件における填補金の算定や過失相殺の方法等について、様々な場面における国の処理方針等の具体的な協議・検討事項等が記載されている。それらの記載は、国の債権管理事務に関する処理方針や留意点等でもある。また、それらの記載は、自動車損害賠償事件に関する訴訟の遂行における、国の処理方針や留意点等でもあり、これは、国等の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報である。これが公にされることとなれば、一方的な評価や誤った推認、誤解を招き不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれや訟務部局内部や訟務部局と関係行政庁の間の自由かつ率直な協議の妨げとなること、国の対応方針等に対する誤った推認や誤解を招き、個々の債権管理事案における国の適切な対

応を困難にさせるおそれがあり、また、行政庁内部の協議・検討や情報の共有が適時適切に行われなくなり、国の債権管理事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあること、及び、国等の手の内情報が訴訟手続を経ずに訴訟の相手方に伝わり、国等の当事者としての地位が害されることとなるし、国等の対応方針等に対する誤った推認や誤解を招き、個々の事案における国等の適切な対応を困難にさせるおそれがあることから、法5条5号、法5条6号柱書き及び法5条6号口に該当する。

シ 対象文書251ページないし298ページの各不開示部分

この部分には、自動車損害賠償事件において国が自賠法76条により代位請求する際の債権の保全、即決和解及び債権の回収等に関する法的諸問題について、様々な場面における国の処理方針等の具体的な協議・検討事項等が記載されている。それらの記載は、国の債権管理事務に関する処理方針や留意点等でもある。また、それらの記載は、自動車損害賠償事件に関する訴訟の遂行における、国の処理方針や留意点等でもあり、これは、国等の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報である。これが公にされることとなれば、一方的な評価や誤った推認、誤解を招き不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれや訟務部局内部や訟務部局と関係行政庁の間の自由かつ率直な協議の妨げとなること、国の対応方針等に対する誤った推認や誤解を招き、個々の債権管理事案における国の適切な対応を困難にさせるおそれがあり、また、行政庁内部の協議・検討や情報の共有が適時適切に行われなくなり、国の債権管理事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあること、及び、国等の手の内情報が訴訟手続を経ずに訴訟の相手方に伝わり、国等の当事者としての地位が害されることとなるし、国等の対応方針等に対する誤った推認や誤解を招き、個々の事案における国等の適切な対応を困難にさせるおそれがあることから、法5条5号、法5条6号柱書き及び法5条6号口に該当する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成27年7月22日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年8月4日 | 審議 |
| ④ | 同月6日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年9月1日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年12月21日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 平成28年4月25日 | 委員の交代による所要の手続の実施並 |

びに本件対象文書の見分及び審議

- | | |
|----------|----|
| ⑧ 同年6月6日 | 審議 |
| ⑨ 同月14日 | 審議 |
| ⑩ 同月28日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、自動車損害賠償訴訟事務提要（改訂版）である。

処分庁は、本件対象文書について、その一部を法5条5号並びに6号柱書き及び口に該当するとして不開示とする決定を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別紙1の1に掲げる各不開示部分について

ア 諮問庁の説明の要旨

上記部分には、自動車損害賠償事件に関する訴訟の遂行や即決和解を行う上で、履行遅滞に陥る時期や延滞金の計算等の様々な場面での国の処理方針や留意点等が記載されており、これは、国等の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報である。また、それらの記載は、国の債権管理事務に関する処理方針や留意点等でもある。これが公にされることとなれば、国等の手の内情報が訴訟手続を経ずに訴訟の相手方に伝わり、国等の当事者としての地位が害されることとなるし、国等の対応方針等に対する誤った推認や誤解を招き、個々の事案における国等の適切な対応を困難にさせるおそれがあること、及び、国の対応方針等に対する誤った推認や誤解を招き、個々の債権管理事案における国の適切な対応を困難にさせるおそれがあり、また、行政庁内部の協議・検討や情報の共有が適時適切に行われなくなり、国の債権管理事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることから、法5条6号口及び法5条6号柱書きに該当する。

イ 検討

上記部分のうち、別紙2の1に掲げる部分については、訴訟の内容に関わらない一般的な注意事項や様式に関する記載、法令の規定から明らかな記載、法務図書館の所蔵図書によって既に明らかになっている内容に関する記載等にすぎず、これを公にしても、国の債権管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、また、国の争訟に係る事務に関し、国等の当事者としての地位を不当に害するおそれもないことから、法5条6号柱書き及び口のいず

れにも該当せず，開示すべきである。

その余の部分については，自動車損害賠償訴訟に関する処理方針や訟務部局の見解，訴訟を遂行するに当たっての留意事項等が具体的に記載されており，これを公にした場合，国等が訴訟を遂行するに当たっての体制や訟務部局の着眼点等が明らかとなり，国の争訟に係る事務に関し，国等の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められることから，法5条6号口に該当し，同号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(2) 別紙1の2に掲げる各不開示部分について

ア 諮問庁の説明の要旨

上記部分には，自動車損害賠償事件に関し，遅延損害金の発生の有無や時期，充当の方法等の様々な場面での国の処理方針等の具体的な協議・検討事項等が記載されている。それらの記載は，国の債権管理事務に関する処理方針や留意点等でもある。また，それらの記載は，自動車損害賠償事件に関する訴訟の遂行における，国の処理方針や留意点等でもあり，これは，国等の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報である。これが公にされることとなれば，一方的な評価や誤った推認，誤解を招き不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれや訟務部局内部や訟務部局と関係行政庁の間の自由かつ率直な協議の妨げとなること，国の対応方針等に対する誤った推認や誤解を招き，個々の債権管理事案における国の適切な対応を困難にさせるおそれがあり，また，行政庁内部の協議・検討や情報の共有が適時適切に行われなくなり，国の債権管理事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあること，及び，国等の手の内情報が訴訟手続を経ずに訴訟の相手方に伝わり，国等の当事者としての地位が害されることとなるし，国等の対応方針等に対する誤った推認や誤解を招き，個々の事案における国等の適切な対応を困難にさせるおそれがあることから，法5条5号，法5条6号柱書き及び法5条6号口に該当する。

イ 検討

上記部分のうち，別紙2の2に掲げる部分については，判例・通説に関する一般的な内容に関する記載等であるから，これを公にしても，自由で率直な意見交換を行うことの妨げとなり，意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれはなく，また，国の債権管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや国等の当事者としての地位を不当に害するおそれもないことから，法5条5号並びに6号柱書き及び口のいずれにも該当せず，開示すべきである。

その余の部分については，自動車損害賠償訴訟における訴訟処理方

針や訟務部局の見解，訴訟処理上の留意事項等が具体的に記載されており，これを公にした場合，国等が訴訟を遂行するに当たっての体制や訟務部局の着眼点等が明らかとなり，争訟に係る事務に関し，国等の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められることから，法5条6号口に該当し，同条5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(3) 別紙1の3に掲げる各不開示部分について

ア 諮問庁の説明の要旨

上記部分には，自動車損害賠償事件における調査や徴収等の運用の実務について，様々な場面における国の処理方針等の具体的な協議・検討事項等が記載されている。それらの記載は，国の債権管理事務に関する処理方針や留意点等でもある。また，それらの記載は，自動車損害賠償事件に関する訴訟の遂行における，国の処理方針や留意点等でもあり，これは，国等の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報である。これが公にされることとなれば，国等の手の内情報が訴訟手続を経ずに訴訟の相手方に伝わり，国等の当事者としての地位が害されることとなるし，国等の対応方針等に対する誤った推認や誤解を招き，個々の事案における国等の適切な対応を困難にさせるおそれがあること，及び，一方的な評価や誤った推認，誤解を招き不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれや訟務部局と関係行政庁の自由かつ率直な協議の妨げとなることから，法5条6号口及び法5条5号に該当する。

イ 検討

上記部分には，自動車損害賠償訴訟に関する個別の論点やそれに対する考え方，その処理方針等が具体的に記載されていると認められ，これを公にした場合，争訟に係る事務に関し，国等の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められることから，法5条6号口に該当し，同条5号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(4) 別紙1の4に掲げる不開示部分について

ア 諮問庁の説明の要旨

上記部分には，自動車損害賠償事件における債権の回収等に関する法的諸問題について，国の処理方針等の具体的な協議・検討事項等が記載されている。それらの記載は，国の債権管理事務に関する処理方針や留意点等でもある。また，それらの記載は，自動車損害賠償事件に関する訴訟の遂行における，国の処理方針や留意点等でもあり，これは，国等の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報である。これが公にされることとなれば，一方的な評価や

誤った推認，誤解を招き不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれや訟務部局内部や訟務部局と関係行政庁の間の自由かつ率直な協議の妨げとなること，国の対応方針等に対する誤った推認や誤解を招き，個々の債権管理事案における国の適切な対応を困難にさせるおそれがあり，また，行政庁内部の協議・検討や情報の共有が適時適切に行われなくなり，国の債権管理事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあること，及び，国等の手の内情報が訴訟手続を経ずに訴訟の相手方に伝わり，国等の当事者としての地位が害されることとなるし，国等の対応方針等に対する誤った推認や誤解を招き，個々の事案における国等の適切な対応を困難にさせるおそれがあることから，法5条5号，法5条6号柱書き及び法5条6号口に該当する。

イ 検討

上記部分には，強制執行により差し押さえた給与の効率的な差押方法に関する具体的な情報が記載されていると認められ，これを公にした場合，国の債権管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから，法5条6号柱書きに該当し，同条5号及び6号口について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は，その他種々主張するが，当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法5条5号並びに6号柱書き及び口に該当するとして不開示とした決定については，別紙2に掲げる部分は同条5号並びに6号柱書き及び口のいずれにも該当せず，開示すべきであるが，その余の部分は同号柱書き及び口に該当すると認められるので，同条5号について判断するまでもなく，不開示とすることは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1 (本件不開示部分)

1 第5の2(1)に該当する不開示部分

1 ページ4行目から14ページ末行まで, 15ページ3行目から17行目まで, 15ページ21行目から17ページ30行目まで, 18ページ5行目から22行目まで, 19ページ1行目から20ページ3行目まで, 21ページ1行目から25ページ10行目まで, 26ページ1行目から27ページ末行まで, 28ページ3行目から30行目まで, 29ページ3行目から30ページ4行目まで, 30ページ7行目から32ページ29行目まで, 32ページ33行目から33ページ20行目まで, 34ページ1行目から19行目まで, 35ページ6行目から44ページ20行目まで, 44ページ23行目から89ページ15行目まで, 89ページ18行目から99ページ25行目まで及び99ページ29行目から104ページ23行目まで

2 第5の2(2)に該当する不開示部分

142ページ2行目, 142ページ3行目から4行目まで, 142ページ10行目, 142ページ23行目から28行目まで, 144ページ4行目から145ページ12行目まで, 145ページ14行目, 145ページ17行目から146ページ5行目まで, 146ページ7行目, 146ページ10行目から147ページ15行目まで, 147ページ17行目, 147ページ20行目から148ページ6行目まで, 148ページ8行目, 148ページ11行目から155ページ29行目まで, 155ページ31行目, 155ページ33行目から161ページ33行目まで, 162ページ2行目から163ページ28行目まで, 163ページ30行目, 163ページ32行目から164ページ24行目まで, 164ページ26行目, 164ページ28行目から165ページ15行目まで, 165ページ17行目, 166ページ4行目から15行目まで, 166ページ17行目, 166ページ20行目から167ページ17行目まで, 167ページ19行目, 167ページ22行目から168ページ10行目まで, 168ページ12行目, 168ページ15行目から169ページ7行目まで, 169ページ9行目, 169ページ12行目から170ページ11行目まで, 170ページ13行目, 171ページ4行目から31行目まで, 172ページ2行目, 172ページ5行目から15行目まで, 172ページ17行目, 172ページ19行目から24行目まで, 172ページ26行目, 172ページ29行目から173ページ25行目まで, 173ページ27行目, 173ページ30行目から174ページ14行目まで, 174ページ16行目, 175ページ6行目から176ページ2行目まで, 176ページ4行目, 176ページ8行目から32行目まで, 177ページ1行目, 177ページ4行目から17行目まで, 177ページ19

行目, 177ページ23行目から179ページ3行目まで, 179ページ5
行目, 179ページ8行目から19行目まで, 179ページ21行目, 17
9ページ25行目から182ページ15行目まで, 182ページ17行目か
ら26行目まで, 182ページ28行目, 182ページ31行目から183
ページ17行目まで, 183ページ19行目, 183ページ23行目から1
87ページ30行目まで, 188ページ3行目から12行目まで, 188ペ
ージ14行目, 188ページ16行目から189ページ14行目まで, 18
9ページ16行目, 189ページ20行目から190ページ1行目まで, 1
90ページ3行目, 190ページ6行目から195ページ25行目まで, 1
95ページ28行目から198ページ5行目まで, 198ページ7行目, 1
98ページ9行目から16行目まで, 198ページ18行目から201ペ
ージ2行目まで, 201ページ4行目, 201ページ6行目から29行目まで,
201ページ31行目, 202ページ3行目から203ページ7行目まで,
203ページ9行目, 204ページ4行目から25行目まで, 204ページ
27行目, 204ページ30行目から205ページ12行目まで, 205ペ
ージ14行目, 205ページ17行目から206ページ25行目まで, 20
6ページ27行目, 206ページ29行目から207ページ9行目まで, 2
07ページ11行目, 207ページ14行目から21行目まで, 207ペ
ージ23行目, 207ページ26行目から208ページ1行目まで, 208ペ
ージ3行目, 208ページ6行目から209ページ11行目まで, 209ペ
ージ13行目, 209ページ16行目から21行目まで, 209ページ23
行目, 209ページ26行目から210ページ3行目まで, 210ページ5
行目, 210ページ8行目から28行目まで, 210ページ30行目, 21
1ページ3行目から9行目まで, 211ページ11行目, 211ページ14
行目から212ページ21行目まで, 212ページ23行目, 212ページ
26行目から213ページ7行目まで, 213ページ9行目, 213ページ
12行目から22行目まで, 213ページ24行目, 214ページ4行目か
ら18行目まで, 214ページ20行目, 214ページ23行目から215
ページ5行目まで, 215ページ7行目, 215ページ10行目から25行
目まで, 215ページ27行目, 215ページ29行目から217ページ2
5行目まで, 217ページ27行目, 218ページ3行目から26行目まで,
218ページ28行目, 218ページ30行目から220ページ6行目まで,
220ページ8行目, 220ページ10ページから221ページ1行目まで,
221ページ3行目, 221ページ5行目から28行目まで, 227ページ
2行目から13行目まで, 227ページ16行目から26行目まで, 228
ページ4行目から18行目まで, 228ページ20行目から229ページ1
6行目まで, 229ページ18行目から230ページ10行目まで, 230
ページ12行目から18行目まで, 230ページ20行目から231ページ

2 8 行目まで, 2 3 1 ページ 3 0 行目から 2 3 2 ページ 2 4 行目まで, 2 3
2 ページ 2 6 行目から 2 3 3 ページ 1 5 行目まで, 2 3 3 ページ 1 7 行目か
ら 2 3 4 ページ 6 行目まで, 2 3 4 ページ 9 行目から 1 6 行目まで, 2 3 4
ページ 1 9 行目から 2 3 5 ページ 4 行目まで, 2 3 5 ページ 7 行目から 2 3
6 ページ 8 行目まで, 2 3 6 ページ 1 0 行目から 3 1 行目まで, 2 3 7 ペ
ージ 1 行目から 3 0 行目まで, 2 3 8 ページ 1 行目から 2 3 9 ページ 1 3 行目
まで, 2 3 9 ページ 1 5 行目から 2 4 2 ページ 6 行目まで, 2 4 2 ページ 8
行目から 2 3 行目まで, 2 4 2 ページ 2 5 行目から 2 4 3 ページ 1 2 行目ま
で, 2 4 3 ページ 1 4 行目から 2 4 5 ページ 3 0 行目まで, 2 4 6 ページ 1
行目から 8 行目まで, 2 4 6 ページ 1 0 行目から 2 4 7 ページ 2 0 行目まで,
2 4 7 ページ 2 2 行目から 2 4 8 ページ 1 行目まで, 2 4 8 ページ 3 行目か
ら 2 4 行目まで, 2 4 8 ページ 2 6 行目から 2 4 9 ページ 1 4 行目まで, 2
4 9 ページ 1 6 行目から 2 5 0 ページ 4 行目まで, 2 5 0 ページ 9 行目から
2 3 行目まで, 2 5 1 ページ 3 行目から 2 5 2 ページ 1 0 行目まで, 2 5 2
ページ 1 3 行目から 2 1 行目まで, 2 5 2 ページ 2 4 行目から 2 5 3 ページ
4 行目まで, 2 5 3 ページ 6 行目から 1 6 行目まで, 2 5 3 ページ 1 9 行目
から 2 7 行目まで, 2 5 3 ページ 2 9 行目から 2 5 4 ページ 5 行目まで, 2
5 4 ページ 8 行目から 2 3 行目まで, 2 5 4 ページ 2 8 行目から 2 5 5 ペ
ージ 1 1 行目まで, 2 5 5 ページ 1 3 行目から 1 9 行目まで, 2 5 5 ページ 2
2 行目から 3 0 行目まで, 2 5 6 ページ 2 行目から 1 2 行目まで, 2 5 6 ペ
ージ 1 5 行目から 2 6 行目まで, 2 5 6 ページ 2 8 行目から 2 5 7 ページ 1
3 行目まで, 2 5 7 ページ 1 6 行目から 3 2 行目まで, 2 5 8 ページ 2 行目
から 1 1 行目まで, 2 5 8 ページ 1 3 行目から 2 1 行目まで, 2 5 8 ページ
2 4 行目から 2 5 9 ページ 4 行目まで, 2 5 9 ページ 6 行目から 2 6 行目ま
で, 2 5 9 ページ 2 8 行目から 2 6 0 ページ 6 行目まで, 2 6 0 ページ 8 行
目から 1 9 行目まで, 2 6 0 ページ 2 1 行目から 2 6 1 ページ 1 4 行目まで,
2 6 1 ページ 1 7 行目から 3 2 行目まで, 2 6 2 ページ 1 行目ないし下から
1 1 行目, 2 6 2 ページ 下から 9 行目ないし 2 6 3 ページ 2 6 行目, 2 6 3
ページ 2 8 行目から 2 6 4 ページ 1 2 行目まで, 2 6 4 ページ 1 4 行目から
2 5 行目まで, 2 6 4 ページ 2 7 行目から 2 6 5 ページ 2 2 行目まで, 2 6
5 ページ 2 4 行目から 2 6 6 ページ 1 6 行目まで, 2 6 6 ページ 1 8 行目か
ら 2 6 7 ページ 7 行目まで, 2 6 7 ページ 9 行目まで 2 6 8 ページ 1 行目ま
で, 2 6 8 ページ 3 行目から 8 行目まで, 2 6 8 ページ 1 0 行目から 3 1 行
目まで, 2 6 9 ページ 3 行目から 1 3 行目まで, 2 6 9 ページ 1 6 行目から
2 2 行目まで, 2 6 9 ページ 2 4 行目から 2 7 1 ページ 1 2 行目まで, 2 7
1 ページ 1 4 行目から 2 3 行目まで, 2 7 1 ページ 2 5 行目から 3 1 行目ま
で, 2 7 2 ページ 1 行目から 3 2 行目まで, 2 7 3 ページ 1 行目から 2 2 行
目まで, 2 7 3 ページ 2 5 行目から 2 7 4 ページ 4 行目まで, 2 7 4 ページ

6行目から275ページ18行目まで、275ページ20行目から276ページ10行目まで、276ページ12行目から25行目まで、276ページ27行目から277ページ13行目まで、277ページ16行目から31行目まで、278ページ2行目から17行目まで、278ページ20行目から32行目まで、279ページ1行目から14行目まで、279ページ18行目から29行目まで、280ページ2行目から9行目まで、280ページ13行目から20行目まで、280ページ22行目から281ページ2行目まで、281ページ5行目から14行目まで、281ページ17行目から282ページ18行目まで、283ページ1行目から10行目まで、283ページ13行目から26行目まで、283ページ28行目から284ページ11行目まで、284ページ14行目から28行目まで、284ページ30行目から285ページ11行目まで、285ページ13行目から26行目まで、285ページ28行目から286ページ20行目まで、286ページ22行目から33行目まで、287ページ2行目から289ページ26行目まで、289ページ28行目から292ページ27行目まで、292ページ30行目から293ページ12行目まで、293ページ17行目から28行目まで、293ページ30行目から294ページ17行目まで、294ページ19行目から29行目まで、295ページ1行目から24行目まで、295ページ27行目から296ページ12行目まで、296ページ15行目から33行目まで、297ページ2行目から15行目まで、297ページ17行目から298ページ3行目まで及び298ページ5行目から24行目まで

3 第5の2(3)に該当する不開示部分

225ページ2行目から17行目まで、225ページ19行目から226ページ4行目まで及び226ページ6行目から22行目まで

4 第5の2(4)に該当する不開示部分

282ページ20行目から32行目まで

別紙 2（開示すべき部分）

1 第5の2（1）で開示すべきとした部分

- (1) 4 ページ 2 行目から 1 1 行目まで
- (2) 8 ページ 1 3 行目から 1 8 行目まで
- (3) 1 0 ページ 1 行目から 1 2 ページ末行まで
- (4) 1 5 ページ 2 1 行目から 3 2 行目まで
- (5) 1 6 ページ 1 6 行目から 1 7 ページ 3 0 行目まで
- (6) 2 1 ページ 1 行目から 2 5 ページ 1 0 行目まで
- (7) 2 8 ページ 3 行目から 3 0 行目まで
- (8) 3 0 ページ 7 行目から 3 2 ページ 2 9 行目まで
- (9) 6 2 ページ 9 行目から 6 5 ページ 2 8 行目まで
- (1 0) 6 6 ページ 5 行目から 2 7 行目まで
- (1 1) 6 7 ページ 5 行目から 6 9 ページ 1 7 行目 1 5 文字目まで
- (1 2) 6 9 ページ 1 9 行目から 7 1 ページ 1 9 行目 2 7 文字目まで
- (1 3) 7 3 ページ 6 行目から 7 4 ページ 2 行目 2 8 文字目まで
- (1 4) 7 4 ページ 2 3 行目から 2 4 行目 2 1 文字目まで
- (1 5) 7 4 ページ 2 7 行目 1 9 文字目から 7 5 ページ 1 2 行目まで
- (1 6) 7 5 ページ 1 6 行目から 7 6 ページ 1 2 行目まで
- (1 7) 7 6 ページ 2 1 行目から 7 7 ページ 2 0 行目まで
- (1 8) 7 8 ページ 1 3 行目から 1 4 行目 6 文字目まで
- (1 9) 7 8 ページ 1 7 行目から 1 8 行目 9 文字目まで
- (2 0) 7 8 ページ 2 7 行目から 7 9 ページ 8 行目まで
- (2 1) 7 9 ページ 1 3 行目から 1 9 行目 1 2 文字目まで
- (2 2) 7 9 ページ 2 4 行目から 2 6 行目まで
- (2 3) 8 0 ページ 4 行目から 1 2 行目まで
- (2 4) 8 0 ページ 2 3 行目から 8 9 ページ 1 5 行目まで
- (2 5) 9 9 ページ 2 9 行目から 1 0 4 ページ 2 3 行目まで

2 上記第5の2（2）で開示すべきとした部分

- (1) 1 4 2 ページ 2 行目
- (2) 1 4 2 ページ 3 行目から 4 行目まで
- (3) 1 4 2 ページ 1 0 行目
- (4) 1 7 9 ページ 8 行目から 1 9 行目まで
- (5) 1 7 9 ページ 2 1 行目
- (6) 1 8 2 ページ 1 7 行目から 2 6 行目まで
- (7) 1 8 2 ページ 2 8 行目
- (8) 2 9 6 ページ 1 5 行目から 3 3 行目まで